

住宅事業者への 感震ブレーカー 購入費補助金



対象経費

都内の新築木造住宅(戸建て・集合)に設置する
分電盤タイプの感震ブレーカー内蔵型の購入費用

対象者

建築主となる住宅事業者

補助率

1/2(上限額 3万円)

交付申請 受付期間

令和7年8月1日(金)～令和8年3月31日(火)

※予算がなくなり次第、終了します。

**東京都はいつ起こるか分からない地震時の電気火災に
備えるため、新築住宅への感震ブレーカーの設置を進めています。
東京都の防災力向上のため、ご協力ください。**

大規模地震における 火災の発生原因

その他
約4割

電気関係
約6割



2050東京戦略
～東京 もっとよくなる～

目標

都内における感震ブレーカー

設置率 **25%** (2030年度)

まずはご相談ください!

事前相談お問合せ ▶ 東京都総務局総合防災部防災戦略課

受付時間 9:30～12:00/13:00～17:30

TEL: 03-5320-7449 MAIL: juutaku@section.metro.tokyo.jp

東京都 感震ブレーカー



必要書類などの詳細はHPから ▶



東京都「住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金」申請の流れ

◆ **緑色** は**申請者**が対応する手続き、**青色** は**東京都**が実施する手続きです。

◆ 詳細は、補助金交付要綱と手引きをご確認ください。

事前相談

- 補助金の交付申請に当たり、事前相談を受け付けております。本補助金の申請を検討される事業者様におかれましては、事前相談シートを作成の上、電子メールにてお送りください。

交付申請

- 補助金の交付を受けるため、申請書(様式第1)等を電子メール・郵送またはJグランツにてご提出ください。
- 申請書と一緒に以下の書類をご提出ください。
(①確認済証 ②見積書 ③機器仕様図 ④印鑑証明書)
※原則として、対象住宅の着工前にご提出ください。
※令和7年4月から受付開始までに着工した新築木造住宅も対象とします。

交付決定

- 交付申請を受け、書類審査を行います。
- 審査の結果、補助要件を満たしていると認められた場合に、交付決定通知を発行します。
※交付決定前に購入・設置した感震ブレーカー設備は補助対象外となりますので、ご注意ください。

機器の 購入設置

- 交付決定後、補助対象となる設備を購入・設置してください。

実績報告

- 対象住宅しゅん工後、実績報告書(様式第11)をご提出ください。
- 実績報告書と一緒に以下の書類をご提出ください。
(①検査済証 ②支払証明書 ③現場写真(対象住宅全景・設置機器))
※原則として、対象住宅の「検査済証」交付後30日以内にご提出ください。

審査

- 実績報告書について、書類審査を行います。

額確定

- 実績報告書の書類審査等の後、補助金の確定額通知書を発行します。

補助金 請求

- 確定額通知書を受けたら、補助金請求書(様式第13)により、東京都宛てに補助金を請求してください。
- 補助金請求書と一緒に支払金口座振替依頼書をご提出ください。

補助金 支払い

- 請求を受け、東京都から補助金をお支払いします。